

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 12月14日(日) 投票時間は 午前7時～午後8時

12月14日(日)は、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

- 小選挙区選挙(京都府第3区)は、ピンク色の投票用紙に「候補者名」を記入して投票してください。
- 比例代表選挙(近畿ブロック)は、薄青色の投票用紙に「政党名」を記入して投票してください。
- 最高裁判所裁判官国民審査は、白色の投票用紙に印刷されている裁判官の氏名の上の欄にやめさせたいと思えば「×」印を、やめさせたくないと思えば何も記入せずに投票してください。「×」印のほかに文字や「○」印などを記載すると無効票となります。投票用紙の注意書をよくお読みください。

■ご注意ください

12月14日(日)の投票日には、次のことに注意してください。

- (1) 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- (2) 投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れて、紛失されたときでも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。
- (3) 投票所で本人確認のため、誕生日をお聞きしますのでご協力ください。
- (4) 投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります)をもう一度確かめてください。投票所の位置は、裏面の地図または入場整理券に同封の地図をご確認ください。
- (5) 手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員にお申し出ください。

※代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

※投票所には車椅子を備え付けていますので、ご利用ください(第9投票所を除く)。

■ご利用ください 期日前投票

12月14日(日)の投票日にレジャーや用務または病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「期日前投票」ができます。

●場所 向日市役所本館 東棟 第1会議室

※投票用紙を直接投票箱に投函していただけます。

※期日前投票をされる方は、入場整理券の裏面の期日前投票宣誓書に必要事項を記載の上、お持ちください。期日前投票宣誓書は、期日前投票所にもあります。

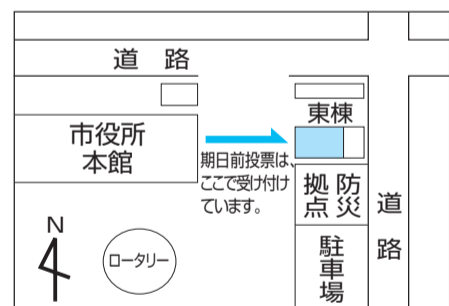
衆議院議員総選挙
12月3日(水)～13日(土)
午前8時30分～午後8時
最高裁判所裁判官国民審査
12月7日(日)～13日(土)
午前8時30分～午後8時

選挙公報

選挙公報は、12月10日(水)ごろに皆様のご家庭に配布します。また、公民館やコミセンなど市内15か所の公共施設(下表)に置いてありますので、直接取りに行ってください。

■選挙公報を置く施設■

施設の名称	所在地
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17-1
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路15
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1



■郵便で不在者投票をする制度があります■

郵便等による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症	—
両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症	—
肝臓の障がい	1級から3級	特別項症から第3項症	—
免疫の障がい	1級から3級	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

※制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する必要があります。投票用紙の請求は12月10日午後5時(必着)までですので、お早めにお問い合わせください。

■衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票ができる方■

年齢要件	平成6年12月15日以前に出生の方
住所要件	引き続き3か月以上同一の市区町村の区域内に住所を有する方

●向日市へ転入された方

平成26年9月1日以前の届出	向日市で投票できます。
平成26年9月2日以後の届出	旧住所地の市区町村で投票できます。

●向日市から転出された方

平成26年9月1日以前に転出先の市区町村に転入の届出	新住所地の市区町村で投票できます。
平成26年9月2日以後に転出先の市区町村に転入の届出	向日市で投票できます。

●向日市内で転居された方

平成26年11月20日以前の届出	新住所地の投票区で投票できます。
平成26年11月21日以後の届出	旧住所地の投票区で投票できます。

選挙についてのお問い合わせ

向日市選挙管理委員会 ☎931-1111(内線510, 511)